

北上地区消防組合職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 5 月30日

北上地区消防組合
消防長 鈴木 和 夫

北上地区消防組合消防本部訓令第 8 号

北上地区消防組合職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合職員の勤務時間等に関する規程（平成19年北上地区消防組合消防本部訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第 2 条 次条以下に定めるもののほか、職員の勤務時間の割振りは、午前 8 時30分から午後 5 時15分までとする。</p> <p><u>2 前項に規定する勤務時間中に正午から60分の休憩時間を置く。</u></p> <p>(条例第 4 条第 1 項に規定する職員の週休日等の割振り)</p>	<p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第 2 条 次条以下に定めるもののほか、職員の勤務時間の割振りは、午前 8 時30分から午後 5 時15分までとする。<u>ただし、所属長（北上地区消防組合消防職員サービス規程（平成19年北上地区消防組合訓令第 6 号）第 2 条に規定する者をいう。以下同じ。）が必要であると認める場合には、午後 5 時15分から翌日の午前 8 時30分までの時間に割り振ることができる。</u></p> <p><u>(再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振り)</u></p> <p><u>第 3 条の 2 再任用短時間勤務職員（条例第 2 条第 3 項に規定する職員をいう。以下同じ。）の勤務時間の割振りは、当該再任用短時間勤務職員の職務に応じ、消防長が定めるものとする。</u></p> <p>(条例第 4 条第 1 項に規定する職員の週休日等の割振り)</p>

第4条 条例第4条第1項に規定する職員のうち、交替で勤務する職員（以下「隔日勤務職員」という。）の週休日は消防長の承認を得て所属長（室長、署長又は分署長をいう。）が定めるものとする。

2 隔日勤務職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から翌日の午前8時30分までとする。

（隔日勤務職員の仮眠時間及び休憩時間）

第5条 隔日勤務職員は、勤務時間中に次のとおり仮眠時間及び休憩時間を置く。

- (1) 仮眠時間は、午後9時から翌日の午前6時までの間において6時間とし、所属長が指定する。
- (2) 休憩時間は、正午から60分、午後5時30分から60分及び翌日の午前7時から30分とする。
- (3) 所属長は、職務の性質により前号により難しい場合は、別に指定することができる。ただし、勤務時間の始め又は終わりに指定してはならない。

第4条 条例第4条第1項に規定する職員のうち、交替で勤務する職員（以下「隔日勤務職員」という。）の週休日は消防長の承認を得て所属長が定めるものとする。

2 隔日勤務職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から翌日の午前8時30分までとする。ただし、所属長が必要があると認める場合には、この勤務時間を2日に分けて、それぞれの日の午前8時30分から午後5時15分までの時間に割り振ることができる。

（休憩時間及び仮眠時間）

第5条 勤務時間中に、次のとおり休憩時間及び仮眠時間を置く。

- (1) 休憩時間は、午後零時から1時間、午後5時30分から1時間及び翌日の午前7時から30分間とする。
- (2) 仮眠時間は、午後9時から翌日の午前6時までの間において6時間とし、所属長が指定する。
- (3) 所属長は、職務の性質により前号により難しい場合は、別に指定することができる。ただし、勤務時間の始め又は終わりに指定してはならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成26年6月1日から施行する。